

さいたま市告示第314号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和8年2月25日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和8年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

| 収容日 | 種類 | 収容場所 | 品種 | 性別 | 毛色 | 年齢 (推定) | 首輪の 有無 | 特 徴 |
|-----------|----|-------|-----|----|-----|------------|-----------|------|
| 2月 17日 | ハト | 北区日進町 | ドバト | 不明 | 灰二引 | 不明 | 足環 あり | 負傷動物 |

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

動物愛護ふれあいセンター

告示期間の期限日（2月25日まで）